

世田谷区無認可保育施設保育料補助金交付に係る
利用状況申告書

世田谷区長 あて

世田谷区無認可保育施設保育料補助金交付審査にあたり、利用状況を下記のとおり申告し、世田谷区無認可保育施設保育料補助金交付申請書兼口座振替依頼書の交付を依頼します。

申告者 (保護者)	現住所	
	フリガナ	
	氏名	
	連絡先	

受託児童について

受託児童のフリガナ	
受託児童の氏名	
受託児童の生年月日	年 月 日
認可保育園等の 入園申込み状況	直近の申込時期 年 月

利用状況

受託開始年月日	年 月 日から
利用施設名 ※東京都から指導監督基準を 満たす旨の証明書（非課税証明 書）を交付された保育施設のみ 交付対象施設です。	世田谷区内 <hr/> 世田谷区外 <hr/>
月極め契約時間	月 時間

《添付書類》 上記利用状況を証明できる利用児童に係る利用契約書（写）

補助金交付申請書類送付日程

「利用状況申告書」を提出された方で、施設要件・受託要件を満たした方のみに、ごあんないと補助金交付申請書類を郵送いたします。

郵送日程は下記のとおりです。

利用状況申告書受理日	補助金交付申請書類送付時期
4月 1日～ 6月 20日	6月 20日以降
6月 21日～ 9月 20日	9月 20日以降
9月 21日～12月 20日	12月 20日以降
12月 21日～ 3月 20日	3月 20日以降

※注意※

平成 30 年 3 月 20 日までに利用状況申告書の提出がない場合、交付申請の対象になりません。
補助金交付申請書類の送付は、補助金交付の可否を決定するものではありません。

《提出先・問い合わせ先》

世田谷区子ども・若者部 保育認定・調整課 認可外保育施設担当

【所在地】

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

(世田谷線松陰神社前駅または世田谷駅各徒歩 5 分)

世田谷区役所第 2 庁舎 2 階 子ども・若者部 保育認定・調整課

認可外保育施設担当 (22 番窓口)

TEL : 03-5432-2313

【受付時間】

月～金曜日 (祝日・年末年始 (12/29～1/3) を除く)

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

【受付方法】

受付時間中に保育認定・調整課の窓口までお持ちいただくほか、郵送での受付もいたします。